



IFRS[®]

Sustainability

2022年3月

公開草案

IFRS[®] サステナビリティ開示基準

IFRS S2号「気候関連開示」[案]

付録B 産業別開示要求

B25巻一加工食品

コメント期限：2022年7月29日

公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」〔案〕

付録 B 産業別開示要求

B25 巻－加工食品

コメント期限：2022 年 7 月 29 日

This industry from Appendix B Industry-based disclosure requirements accompanies the Exposure Draft ED/2022/S2 *Climate-related Disclosures* (published March 2022; see separate booklet). It is published by the International Sustainability Standards Board (ISSB) for comment only. Comments need to be received by 29 July 2022 and should be submitted by email to commentletters@ifrs.org or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data. If you would like to request confidentiality, please contact us at commentletters@ifrs.org before submitting your letter.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at permissions@ifrs.org.

Copies of ISSB publications may be ordered from the Foundation by emailing customerservices@ifrs.org or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

This Japanese translation of the Exposure Draft *Climate-related Disclosures* and related material contained in this publication has not been approved by the Review Committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is the copyright of the IFRS Foundation.

The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including ‘IAS®’, ‘IASB®’, the IASB® logo, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® logo, ‘IFRS for SMEs®’, the IFRS for SMEs® logo, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, the ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’ and ‘SIC®’. Further details of the Foundation’s Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」[案] 付録 B 産業別開示要求 B25 巻－加工食品

コメント期限：2022 年 7 月 29 日

公開草案—2022年3月

付録 B 産業別開示要求のうちの本産業は、公開草案 ED/2022/S2「気候関連開示」（2022年3月公表、別冊参照）に付随するものである。本付録は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2022年7月29日までに到着する必要があり、commentletters@ifrs.orgへの電子メール又は<https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>からオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（www.ifrs.org）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。機密保持に関する要望がある場合は、コメント・レターを提出される前にcommentletters@ifrs.orgまでご連絡いただきたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、当審議会及びIFRS財団（財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団のpermissions@ifrs.orgに連絡されたい。

当審議会の公表物のコピーは、customerservices@ifrs.orgへの電子メール又は当財団のショップ<https://shop.ifrs.org>への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案IFRS S2号「気候関連開示」の日本語訳は、IFRS財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳はIFRS財団の著作物である。

当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘IAS®’、‘IASB®’、IASB® ロゴ、‘IFRIC®’、‘IFRS®’、IFRS® ロゴ、‘IFRS for SMEs®’、IFRS for SMEs® ロゴ、‘International Accounting Standards®’、‘International Financial Reporting Standards®’、‘Hexagon Device’、‘NIIF®’及び‘SIC®’がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

はじめに

本巻は、*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]の付録 B の一部であり、本基準[案]の不可欠な一部である。本巻は、本基準 [案] の他の部分と同じ権威を有する。

本巻は、特定のビジネスモデル、経済活動、及び産業への参加により特徴付けられる他の一般的な特徴に関連する、企業の重大な (**significant**) 気候関連のリスク及び機会に関連する情報を識別、測定及び開示するための要求事項を示している。

産業別開示要求は、**SASB** スタンダードに由来している (*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]B10 項から B12 項を参照)。B11 項に記載されている **SASB** スタンダードの修正は、参照を容易にするためにマークアップされている。新しい文章には下線が、削除された文章には取り消し線が引かれている。また、**SASB** スタンダードで使用されている指標コードも、参照を容易にするために、該当する場合には記載されている。本巻に含まれる産業別開示要求に関する追加の背景（構造及び用語、適用並びに例示などを含む）については、付録 B の B3 項から B17 項を参照されたい。

加工食品

産業に関する記述

「加工食品」産業には、個人の消費者が消費するために、パン、冷凍食品、スナック菓子、ペットフード、及び調味料といった食品を加工し梱包する企業が含まれる。典型的には、これらの製品は直ちに消費できるように作られており、個人の消費者向けに販売促進されており、食品の小売店の棚で見つけることができる。この産業は、多くの企業が材料を世界中から調達していることから、巨大かつ複雑な材料のサプライ・チェーンによって特徴付けられる。大規模な企業はグローバルに事業を展開しており、国際的な機会が成長をもたらしている。

サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1.サステナビリティ開示トピック及び指標

トピック	指標	カテゴリー	測定単位	コード
エネルギー管理	(1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電力の割合、(3)再生可能エネルギーの割合	定量	ギガジュール(GJ)、パーセンテージ(%)	FB-PF-130a.1
水管理	(1)総取水量、(2)総消費水量、及びそれらのベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」地域の割合	定量	千立方メートル(m ³)、パーセンテージ(%)	FB-PF-140a.1
	水質又は水質（又はこの両方）の許可、基準及び規制に関連する違反事案（incidents of non-compliance）件数	定量	数	FB-PF-140a.2
	水管理リスクの記述並びに当該リスクを軽減するための戦略及び実務の説明	説明及び分析	該当なし	FB-PF-140a.3
原材料のサプライ・チェーンが環境及び社会に与える影響（impacts）	環境又は社会サステナビリティ基準（又はこの両方）の第三者認証を受けた食品原材料の割合（基準ごとに）	定量	コストのパーセンテージ(%)	FB-PF-430a.1
	サプライヤーの社会及び環境責任監査(1)不適合率並びに(2)(a)主要な不適合及び(b)軽微な不適合の関連する是正措置率	定量	比率	FB-PF-430a.2
原材料調達	ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」地域から調達した食品原材料の割合	定量	コストのパーセンテージ(%)	FB-PF-440a.1
	優先食品原材料の一覧、並びに、環境及び社会配慮による調達リスクについての説明	説明及び分析	該当なし	FB-PF-440a.2

表 2. 活動指標

活動指標	カテゴリー	測定単位	コード
販売製品の重量	定量	メートルトン(t)	FB-PF-000.A
生産拠点数	定量	数	FB-PF-000.B

エネルギー管理

トピックサマリー

「加工食品」産業は、食品製造における価値創造の主要なインプットとしてエネルギー及び燃料に大きく依存している。調理、冷却及び包装用の大規模な製造施設を稼働させるには、エネルギーが必要である。エネルギーの生産及び消費は、気候変動及び汚染を含め、重大な (significant) 環境上の影響 (impacts) を与える。これらの影響は、間接的であるものの重要性のあるように (materially)、加工食品企業のオペレーションに影響を与える (impact) 可能性がある。生産及び流通におけるエネルギー効率は、変動するエネルギーコストへのエクスポージャーを緩和し、直接的及び間接的な温室効果ガス (GHG) 排出に対する企業の寄与を限定する可能性がある。生産者は、さまざまなソースにわたってエネルギー・ポートフォリオを分散させることにより、変動する化石燃料エネルギーコスト、特に業界で頻繁に使用される天然ガスによってもたらされるリスクをさらに軽減できる場合がある。代替燃料の使用、再生可能エネルギー、及び、自家 (on-site) 発電か電力系統からの電力購入かに関する意思決定は、エネルギー供給のコスト及び信頼性の両方に影響を与える重要な (important) 役割を果たす可能性がある。

指標

FB-PF-130a.1. (1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電力の割合、(3)再生可能エネルギーの割合

- 1 企業は、(1)自社が消費したエネルギーの総量をギガジュール (GJ) 単位で集計して開示しなければならない。
 - 1.1 エネルギー消費の範囲には、企業の外部の供給源から購入したエネルギー及び企業が自ら生産した (自己生成の) エネルギーを含めた、すべての供給源からのエネルギーを含める。例えば、直接的な燃料の使用、購入した電力、並びに暖房、冷却及び蒸気エネルギーはすべてエネルギー消費の範囲内に含める。
 - 1.2 エネルギー消費の範囲には、報告期間中に企業が直接消費したエネルギーのみを含める。
 - 1.3 企業は、燃料及びバイオ燃料からのエネルギー消費量を計算する際には、直接測定した、又は気候変動に関する政府間パネル (IPCC) ~~、米国エネルギー省 (DOE) 、又は米国エネルギー情報局 (EIA) から取得した、総発熱量 (GCV) とも呼ばれる高位発熱量 (HHV) を使用しなければならない。~~
- 2 企業は、(2)自社が消費した、電力系統から供給されたエネルギーの割合を開示しなければならない。
 - 2.1 この割合は、購入した電力系統からの電力の消費量について、エネルギー総消費量で除して計算しなければならない。
- 3 企業は、(3)自社が消費した再生可能エネルギーの割合を開示しなければならない。
 - 3.1 再生可能エネルギーは、地熱、風力、太陽光、水力、バイオマス等、それらの枯渇率以上のペースで補充されるエネルギー源からのエネルギーと定義する。
 - 3.2 この割合は、再生可能エネルギー消費量について、エネルギー総消費量で除して計算しなければならない。

- 3.3 再生可能エネルギーの範囲には、企業が消費した再生可能燃料、企業が直接生産した再生可能エネルギー、及び企業が購入した再生可能エネルギー（再生可能エネルギー証書（REC）又は原産地保証（GO）を明示的に含む再生可能電力購入契約（PPA）を通じて購入した場合、Green-e エネルギー認証済の電力事業者若しくはサプライヤープログラムを通じて購入した場合、又は、明示的に REC 若しくは GO を含むその他のグリーン電力製品、若しくは Green-e エネルギー認証 REC が電力系統からの電力と組み合わせられた他のグリーン電力製品を通じて購入した場合）を含める。
- 3.3.1 現場で生成した再生可能電力について、それが再生可能エネルギーであると企業が主張するためには、企業の名において REC 及び GO を保持（retain）し（すなわち売却せず）、取消し（retire）又は無効化（cancel）する必要がある。
- 3.3.2 再生可能 PPA 及びグリーン電力製品について、それが再生可能エネルギーであると企業が主張するためには、企業の名において REC 及び GO を保持（retain）又は交換（replace）し、取消し（retire）又は無効化（cancel）する旨を、その契約に明示的に含めて伝える必要がある。
- 3.3.3 企業の支配又は影響（influence）の範囲外にある電力系統ミックスの再生可能部分は、再生可能エネルギーの範囲から除外する。
- 3.4 この開示の目的において、水力源及びバイオマス源からの再生可能エネルギーの範囲は、
- ~~3.4.1 水力源からのエネルギー：ローインパクト水力発電協会によって認定されたもの、または州再生可能エネルギー供給義務化基準の対象となるエネルギーに限定されているもの。~~
- ~~3.4.2 バイオマス源からのエネルギー：第三者の基準（例えば、森林管理協議会、サステナブルな森林イニシアティブ、PEFC 森林認証プログラム、又は米国ツリーファームシステム（ATFS））で認証された材料、再生可能エネルギー認証のための Green-e フレームワークのバージョン 1.0（2017 年）若しくは Green-e 地域基準に従って適格な供給源とみなされる材料、又は適用可能な州の再生可能エネルギー利用割合基準（RPS）において適格となる材料（又はこれらの複数のもの）に限定する。~~
- 4 企業は、燃料使用量（バイオ燃料を含む）の HHV の使用及びキロワット時（kWh）の GJ への変換（太陽光又は風力エネルギーからの電力を含むエネルギーデータの場合）等、この開示で報告するすべてのデータに対して、換算係数を一貫して適用しなければならない。

水管理

トピックサマリー

「加工食品」企業は、調理、加工及び最終製品の洗浄のために大量の水に依存している。また、加工活動から発生する廃水を当該産業の企業は生み出し、そして管理しなければならない。水不足がますます重要性 (importance) を増しているため、加工食品企業、特に水ストレスのある地域でオペレーションを行う企業は、オペレーション・リスクの増大に直面する可能性がある。この産業の企業は、物理的な利用可能性又は規制 (又はこの両方) による水不足だけでなく、オペレーション・コストの増加にも直面する可能性がある。企業は、水不足リスクに関連した設備投資及び施設立地の評価、オペレーション効率の改善、並びに水のアクセス及び排水に関連する問題に関する規制当局及び地域社会とのパートナーシップを通じて、水に関連するリスク及び機会を管理することができる。

指標

FB-PF-140a.1. (1)総取水量、(2)総消費水量、及びそれらのベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」地域の割合

- 1 企業は、すべての水源から引き出された水の量を、千立方メートル単位で開示しなければならない。
 - 1.1 水資源には、地表水 (湿地、河川、湖及び海からの水を含む)、地下水、企業が直接収集及び貯留した雨水、並びに地方自治体の水道供給者、水道事業者又はその他の企業から取得した水及び廃水を含める。
- 2 企業は、例えば、取水量の大部分が非淡水源からのものである場合、その供給を水源別に開示する場合がある。
 - 2.1 淡水は、企業がオペレーションを行う地域の法令に従って定義する場合がある。法令による定義がない場合、淡水は、米国地質調査所によると百万分の 1,000 未満の溶解固形物を含む水とみなさなければならない。
 - 2.2 米国の全国主要飲料水規制各法域の飲料水規制に準拠して水道事業者から取得した水は、淡水の定義を満たすとみなすことができる。
- 3 企業は、オペレーションで消費した水の量を千立方メートル単位で開示しなければならない。
 - 3.1 消費水量は以下のとおりに定義する。
 - 3.1.1 取水、使用及び排水中に蒸発する水
 - 3.1.2 企業の製品又はサービスに、直接的又は間接的に組み込まれる水
 - 3.1.3 その他、取水源と同じ集水域に戻らない水 (別の集水域又は海に戻る水など)
- 4 企業は、すべてのオペレーションにおける水リスクを分析し、世界資源研究所 (WRI) の水リスクアトラス (Water Risk Atlas) ツールである Aqueduct (アキダクト) によって、ベースライン水ストレスが「高い (40~80%)」又は「極めて高い (>80%)」と分類された場所で取水及び水消費する活動を識別しなければならない。
- 5 企業は、ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」場所で取水した水について、総取水量に対する割合で開示しなければならない。

- 6 企業は、ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」場所で消費した水について、総消費水量に対する割合で開示しなければならない。

FB-PF-140a.2. 水質又は水質（又はこの両方）の許可、基準及び規制に関連する違反事案（incidents of non-compliance）件数

- 1 企業は、技術ベースの基準への違反（violation）、並びに、定量ベース又は定性ベース（又はこの両方）の基準の超過を含め、違反事例（instances of non-compliance）の総数を開示しなければならない。
- 2 開示の範囲には、国、州及び地方の法的許可及び規制が適用される事案（incidents）を含める。これには、危険物質の排出（discharge）、前処理要件への違反（violation）又は1日当たりの総最大負荷量（TMDL）の超過を含むが、これらに限定されない。
- 3 開示の範囲には、正式な執行措置につながった違反事案（incidents of non-compliance）のみを含めなければならない。
 - 3.1 正式な執行措置は、水量又は水質に関する法令（又はこの両方）、規制、政策又は命令への違反（violation）若しくは違反のおそれ（threatened violation）に対処する政府の措置と定義し、行政罰命令、行政命令及び司法措置などにつながる可能性がある。たとえば、~~米国環境保護庁（EPA）は、正式な執行措置の範囲を EPA ウェブサイト上の Informal and Formal Actions, Summary Guidance and Portrayal（非公式及び正式な措置、要約ガイダンス及び記述）において提供している。~~
- 4 違反（violations）は、測定方法又は頻度にかかわらず、開示しなければならない。これには、以下に係る違反（violations）を含む。
 - 4.1 継続的な排出（discharge）、制限、基準及び禁止事項で、一般的に1日当たりの最大値、週平均及び月平均で表されるもの
 - 4.2 非継続的な排出（discharge）及び制限で、一般的に頻度、総質量、最大排出率及び特定の汚染物質の質量又は濃度の観点で表されるもの

FB-PF-140a.3. 水管理リスクの記述並びに当該リスクを軽減するための戦略及び実務の説明

- 1 企業は、取水、水消費並びに排水又は廃水（又はこの両方）に関連する水管理リスクを記述しなければならない。
 - 1.1 取水及び水消費に関連するリスクには、十分に清潔な水資源の入手可能性に対するリスクを含める。また以下を含むが、これらに限定されない。
 - 1.1.1 環境面での制約 — 水ストレス地域での営業、干ばつ、水生生物の閉込又は巻込の懸念、経年変動又は季節変動、及び気候変動の影響によるリスク等
 - 1.1.2 規制及び財務上の制約 — 水道料金の変動、取水に関連するステークホルダーの認識及び懸念（例：地域社会、非政府組織及び規制当局からのもの）、他の水利用者との直接的な競合及び影響（impact）（例：企業及び地方自治体の水利用者）、規制による取水制限、並びに水利権又は許可を取得及び保持する企業の能力に対する制約

- 1.2 水又は廃水（又はこの両方）の排出に関連するリスクは、排出に関連する権利又は許可の取得、排出に関連する規制への準拠、排出に対する制約、排水の温度管理を維持する能力、賠償又は風評リスク（又はこの両方）、並びに、排水に関連する規制及びステークホルダーの認識及び懸念（例：地域社会、非政府組織、規制機関の組織）による営業コストの増加を含むが、これらに限定されない。
- 2 企業は、以下の文脈において水管理リスクを記述する場合がある。
 - 2.1 地表水（湿地、河川、湖及び海からの水を含む）、地下水、企業が直接収集及び貯留した雨水、並びに地方自治体の水道供給者、水道事業者又はその他の企業から取得した水又は廃水などの水源によって、リスクがどのように異なる場合があるか。
 - 2.2 地表水、地下水又は廃水処理施設などの排出先によって、リスクがどのように異なる場合があるか。
- 3 企業は、水管理リスクがオペレーションに及ぼす潜在的な影響（**impacts**）及びそのようなリスクが顕在化すると予想される時期について説明する場合がある。
 - 3.1 影響（**impacts**）には、コスト、売上、負債、オペレーションの継続性、風評などを含むが、これらに限定されない。
- 4 企業は、水管理リスクを軽減するための短期及び長期の戦略又は計画について説明しなければならない。これには以下を含むが、これらに限定されない。
 - 4.1 戦略、計画、ゴール又は目標（又はこれらの複数のもの）の範囲。例えば、様々な事業単位、地域又は水を消費するオペレーション・プロセスとどのように関係しているかなど。
 - 4.2 優先する水管理のゴール又は目標（又はこの両方）、及び、それらのゴール又は目標（又はこの両方）に対するパフォーマンスの分析。
 - 4.2.1 ゴール及び目標には、取水量の削減、水消費量の削減、排水量の削減、水生生物の閉込の軽減、排水の質の改善及び規制遵守に関するものを含むが、これらに限定されない。
 - 4.3 計画、ゴール又は目標（又はこれらの複数のもの）を達成するために必要な活動及び投資並びに計画又は目標（又はこの両方）の達成に影響を与える可能性のあるリスク又は制限要因。
 - 4.4 戦略、計画、ゴール又は目標（又はこれらの複数のもの）の開示は、報告期間中に進行中（アクティブ）又は完了した活動に限定しなければならない。
- 5 水管理の目標について、企業は追加で以下を開示しなければならない。
 - 5.1 目標が絶対量ベース又は原単位ベースのいずれであるか、及び目標が原単位ベースである場合は指標の分母。
 - 5.2 開始年、目標年及び基準年を含む、水管理計画のタイムライン。
 - 5.3 以下を含む、目標を達成するためのメカニズム
 - 5.3.1 水のリサイクル又は循環システムの使用（又はこの両方）など、効率化に関する取組み（**efforts**）
 - 5.3.2 必要な水の量を減らすための製品又はサービスの再設計等の、製品のイノベーション

- 5.3.3 水生生物への閉込又は巻込の軽減を可能にするような、プロセス及び機器のイノベーション
 - 5.3.4 水の使用、リスク及び機会を分析するためのツール及びテクノロジーの使用（例：World Wildlife FundのWater Risk Filter、Global Water Tool、Water Footprint Network Footprint Assessment Tool）
 - 5.3.5 地域又は他の組織とのコラボレーション又はプログラム
- 5.4 基準年からの削減率又は改善率。基準年は、目標の達成に向けて、水管理の目標が評価される最初の年である。
- 6 企業は、水管理の実務が、組織内でライフサイクルへの影響（impacts）又はトレードオフを新たにもたらしたかどうかを説明しなければならない。これには、土地利用、エネルギー生産及び温室効果ガス（GHG）排出のトレードオフを含む。また、ライフサイクルのトレードオフにもかかわらず、企業がこれらの実務を選択した理由についても説明しなければならない。

原材料のサプライ・チェーンが環境及び社会に与える影響 (impacts)

トピックサマリー

「加工食品」産業の企業は、グローバル・サプライ・チェーンを管理して、さまざまな原材料を調達している。企業が環境上及び社会上のテーマについてサプライヤーを選別、監視及び関与する方法は、企業が安定した供給を維持し、価格変動を管理する能力に影響を及ぼす (affects)。労働慣行及び環境慣行、倫理又は汚職に関連するサプライ・チェーン管理の問題も、規制上の罰金又は企業の長期的なオペレーション・コストの増加 (又はこの両方) につながる場合がある。この産業の消費者との接点が多いという性質により、サプライヤーのパフォーマンスに関連する風評リスクが高まる。企業は主要なサプライヤーと協力して環境リスク及び社会リスクを管理することで、サプライ・チェーンのレジリエンス強化、風評リスクの軽減、潜在的な消費者需要の増加、又は新しい市場機会の獲得につながる可能性がある。

指標

FB-PF-430a.1. 環境又は社会サステナビリティ基準 (又はこの両方) の第三者認証を受けた食品原材料の割合 (基準ごとに)

- 1 企業は、環境又は社会サステナビリティ基準 (又はこの両方) の第三者認証を受けた食品原材料の割合を開示しなければならない。
 - 1.1 環境基準は、原生林の保護、地表水及び地下水の水質の維持、及び総合的病害虫管理による解決又は **Organic System Plan** の適用など、食品原材料の生産に関連する環境への影響 (impacts) に対処する基準と定義する。
 - 1.2 社会基準は、労働力 (workforce) への報酬、農薬の使用に伴う健康及び安全のリスクに対する訓練及び継続的な監視、並びに児童労働慣行など、食品原材料の生産に関連する社会への影響 (impacts) に対処する基準と定義する。
 - 1.3 割合は、第三者の環境又は社会基準 (又はこの両方) の認証を受けた **Tier 1** サプライヤーから購入した食品原材料のコストについて、**Tier 1** サプライヤーから購入した食品原材料の総コストで除して計算しなければならない。
 - 1.4 第三者による環境及び社会基準の認証の例としては、以下を含むが、これらに限定されない。
 - 1.4.1 **Bonsucro**
 - 1.4.2 **Fairtrade International**
 - 1.4.3 **Fair Trade USA**
 - 1.4.4 持続可能なパーム油のための円卓会議 (RSPO)
 - 1.4.5 責任ある大豆に関する円卓会議 (RTRS)
 - 1.4.6 **Rainforest Alliance**
 - 1.4.7 **SA8000**
 - 1.4.8 **U.S. Department of Agriculture (USDA) Organic**
 - 1.4.9 **UTZ Certified**

- 2 企業は、環境又は社会基準の第三者認証を受けた食品原材料の割合を基準ごとに開示しなければならない。
 - 2.1 企業は、それぞれの第三者の環境又は社会基準の認証を受けた Tier1 サプライヤーから購入した食品原材料のコストについて、Tier1 サプライヤーから購入した農産物の総コストで除してパーセンテージを計算しなければならない。
 - 2.1.1 Bonsucro 認証の場合、企業は食品原材料が Bonsucro Production Standard 又は Bonsucro Chain of Custody Standard の認証を受けているかどうかを開示しなければならない。
 - 2.1.2 Fairtrade International 及び Fair Trade USA の場合、企業は食品原材料が小規模生産者組織、雇用労働、契約生産、貿易業者、独立小規模生産者、又は漁獲漁民についての基準の認証を受けているかどうかを開示しなければならない。
 - 2.1.3 RSPO 認証の場合、企業は、食品原材料が以下のどの RSPO サプライ・チェーン・モデルの認証を受けているかを開示しなければならない：アイデンティティ・プリザーブド (IP)、セグリゲーション (SG)、マスバランス(MB)又はブック・アンド・クレーム (B&C)。
 - 2.1.4 RTRS 認証の場合、企業は、食品原材料が RTRS Production standard 又は RTRS Chain of Custody Standard の認証を受けているかどうか、及びチェーン管理 (chain of custody) 基準におけるトレーサビリティがセグリゲーション又はマスバランスを通じて維持されているかどうかを開示しなければならない。
 - 2.1.5 他の第三者認証の場合、複数の種類があれば、企業は認証の種類を指定する場合がある。
 - 2.2 認証が同じ食品原材料に対するものであり、同様の環境又は社会基準（又はこの両方）を提供する場合、企業は、複数の第三者認証の割合を一つの合計割合に集計する場合がある。
- 3 開示の範囲には、Tier 1 サプライヤーから購入した食品原材料を含む。
 - 3.1 Tier 1 サプライヤーは、食品原材料について企業と直接取引するサプライヤーと定義する。

FB-PF-430a.2. サプライヤーの社会及び環境責任監査(1)不適合率並びに(2)(a)主要な不適合及び(b)軽微な不適合の関連する是正措置率

- 1 企業は、サプライヤー施設の (1)外部の社会及び環境監査基準又は内部で開発されたサプライヤーの行動規範の不適合率を、(a)主要な不適合、及び別個に(b) 軽微な不適合について、開示しなければならない
 - 1.1 主要な不適合は、最も重大度 (severity) が高い不適合と定義し、監査人によるエスカレーションが要求される。主要な不適合は、未成年の児童労働者（労働又は見習いの法定年齢を下回る）、強制労働、生命の危険又は深刻な負傷を直ちに引き起こす可能性のある健康上及び安全上の問題、又は地域社会に深刻かつ即時の危害を引き起こす可能性のある環境慣行（又はこれらの複数のもの）の存在を確認するものである。主要な不適合には、重要性のある (material) 違反、又は、コード要求事項若しくは法律のシステム上の違反を含む。主要な不適合は、重大 (critical) 又は優先不適合と呼ばれることもある。

IFRS S2 号「気候関連開示」[案] の付録 B

- 1.2 軽微な不適合は、それ自体では管理システム上の問題を示すものではない不適合として定義する。軽微な不適合は通常、独立した、又はランダムな不適合であり、労働者又は環境（又はこの両方）へのリスクが低いことを表している。
- 1.3 企業は、サプライヤー施設間で識別された不適合の総数（各カテゴリー内）について、監査されたサプライヤー施設の数で除して不適合率を計算しなければならない。
- 2 企業は、(2) サプライヤー施設の(a) 主要な不適合及び(b) 軽微な不適合に関連する是正措置率を開示しなければならない。
 - 2.1 是正措置とは、検出された不適合の原因を除去するように設計された措置（通常、是正措置計画で特定される）を、主要な不適合については 90 日以内に、軽微な不適合については 60 日以内に完了することと定義する。これには、あらゆる不適合を排除し、不適合の再発防止を確実にするための実務又はシステムの導入、及びその措置が行われたことの検証を含む。
 - 2.2 企業は、（各カテゴリーの）不適合に対処する是正措置の数について、識別された（各カテゴリーの）不適合の総数で除して、是正措置率を計算しなければならない。
- 3 企業は、社会及び環境責任監査のコンプライアンスを測定した基準又は行動規範（又はこの両方）を開示しなければならない。
 - 3.1 内部で開発されたサプライヤーの行動規範については、企業はそのような規範を閲覧することができる公共の場所を開示しなければならない。

原材料調達

トピックサマリー

「加工食品」産業の企業は、主に農業資材を中心としたさまざまな原材料を世界のサプライヤーから調達している。原材料を特定の価格帯で調達する当該産業の能力は、供給能力によって変動する。これは気候変動、水不足、土地管理、及びその他の資源不足の考慮事項の影響を受ける (affected) 場合がある。この影響は、企業の収益性に影響を及ぼす (affect) 場合がある価格変動につながる可能性がある。気候変動、水不足、及び土地の利用制限は、主要な材料及び原材料を調達する企業の長期的な能力にリスクをもたらす。より生産性が高く、資源集約度の低い原材料を調達する企業、又は、サプライヤーと緊密に連携して気候変動及びその他の資源不足リスクへの適応性を高める企業は、価格変動又は供給途絶 (又はこの両方) からより適切に防衛されることになる。

指標

FB-PF-440a.1. ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」地域から調達した食品原材料の割合

- 1 企業は、ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」地域から調達した食品原材料の割合を開示しなければならない。
- 2 この割合は、食品原材料生産のためにベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」地域で水を取水及び消費している Tier 1 サプライヤーから購入した食品原材料のコストについて、Tier 1 サプライヤーから購入した食品原材料の総コストで除して計算しなければならない。
 - 2.1 Tier 1 サプライヤーは、食品原材料について企業と直接取引するサプライヤーと定義する。
 - 2.2 企業は、世界資源研究所 (WRI) 水リスクアトラス (Water Risk Atlas) ツールである Aqeduct (アキダクト) によって、「高い (40~80%)」又は「極めて高い (>80%)」ベースライン水ストレスのある場所として分類された場所で取水して消費する Tier 1 サプライヤーを特定しなければならない。
- 3 すべての Tier 1 サプライヤーに関するデータを特定又は収集できない場合、企業は、原産地及び水リスクが不明である農産物の割合を開示しなければならない。

FB-PF-440a.2. 優先食品原材料の一覧、並びに、環境及び社会配慮による調達リスクについての説明

- 1 企業は、企業のビジネスにおける最優先食品原材料を識別しなければならない。
 - 1.1 優先食品原材料は、食品原材料費用の中で最大の費用を占める原材料 (水を除く) 又はそうでなくても製品に不可欠であると企業が識別した原材料 (又はこの両方)、又は、環境若しくは社会リスクが重大 (significant) であると識別した原材料と定義する。

IFRS S2 号「気候関連開示」[案] の付録 B

- 1.2 開示の範囲には、企業が調達した優先食品原材料を含む。これには、契約栽培者及び供給契約による生産者から直接調達されたものを含むが、これらに限定されない。
- 2 企業は、最優先食品原材料から生じる環境及び社会リスクを管理するための戦略的アプローチについて説明しなければならない。
 - 2.1 環境リスクには、干ばつ及び気候変動による原材料価格への影響（effects）、森林破壊による風評被害、及び企業のサプライ・チェーンに関連する環境上の影響（impacts）に起因するその他のリスクを含むが、これらに限定されない。
 - 2.2 社会リスクには、生産性に対する労働者の権利の影響（effects）、人権問題による風評被害、及び企業のサプライ・チェーンに関連する社会上の影響（impacts）に起因するその他のリスクを含むが、これらに限定されない。
- 3 企業は、どの食品原材料がオペレーションにリスクをもたらすか、その生じるリスク、及び企業がそのようなリスクを軽減するために使用する戦略を特定する場合がある。
 - 3.1 環境リスクに関して、説明する関連戦略には、サプライヤーの多様化、環境管理のベストプラクティスに関するサプライヤー研修プログラム、代替作物及び置換作物の研究開発費、及びサプライヤーの環境実務の監査又は認証を含む場合があるが、これらに限定されない。
 - 3.2 社会リスクに関して、説明する関連戦略には、農薬適用に関するサプライヤー研修プログラム、労働及び人権問題に関するサプライヤーとの関わり、並びにサプライ・チェーン行動規範の維持を含むが、これらに限定されない。